

[事案 2020-37] 入院給付金等支払請求

・令和3年1月15日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年5月に右変形性膝関節症等により入院し手術を受けたため、同年同月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、入院給付金等を支払ってほしい。

(1)募集人には、約5年前から膝の治療を受けており、医師より手術を勧められている旨を伝えていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、告知義務違反による本契約の解除は有効であることから、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人から、膝が悪くて通院していることは聞いていたが、経過観察中で、ゴルフもしており、日常生活には支障がないと聞いていた。また、手術についても「手術を勧められていない。今のところ(手術の)予定もない。」と聞いていた。

(2)医師から手術を勧められていたかという極めて重要な部分で、申立人の供述は変遷しているうえ、実際に主治医が手術を明確に勧めた時期について、客観的事実に反する不合理な供述をしており、申立人の供述は信用できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反は認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。